

平成 27 年 9 月 28 日

## 日本版アーツカウンシルの試行的な取組について

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事 関 裕 行

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会（「振興会」）の概要

## (1) 沿革

- 昭和 41 年 特殊法人国立劇場設立。国立劇場開場  
平成 元年 現代舞台芸術に関する業務の追加  
平成 2 年 芸術文化活動に対する助成業務の追加、芸術文化振興基金設置、  
特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更  
平成 15 年 独立行政法人に移行

## (2) 助成業務に係る個別法（「独立行政法人日本芸術文化振興会法」）の規定

【資料 P 6】

第 3 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条

## (3) 助成業務の実施体制【P 3・4、資料 P 10】

- 芸術文化振興基金運営委員会【P 6、資料 P 7、14・15】
  - ← 業務方法書
- 基金部

## (4) 助成の種類

- ① 芸術文化振興基金による助成（平成 2 年～）【資料 P 8・9】
- ② 文化芸術振興費補助金による助成（平成 21 年～ 文化庁の補助金の執行）  
【資料 P 9・10】
  - 平成 21 年 「芸術創造活動特別推進事業」（舞台芸術等公演・映画製作）
  - 平成 23 年 「トップレベルの舞台芸術創造事業」と「映画創造活動支援事業」に変更

## 2. 日本版アーツカウンシルの概要

### (1) 第3次基本方針の記述【資料P19・20】

#### ① 目的

- 文化芸術への支援策をより有効に機能させる
- 文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立する

#### ② 方法

振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する

#### ③ 実施機関

振興会

### (2) 振興会の取組

#### ① 振興会における検討【P2, 資料P20、40～50】

「文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査検討会」を設置  
(平成22年12月～23年6月)

#### ② プログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）の配置【P5、9～11, 資料P5】

- 4分野（←「トップレベルの舞台芸術創造事業」の対象分野）
- 「トップレベルの舞台芸術創造事業」を中心として、助成事業の実施に係るPDCAサイクルの確立を目指す。
- 財源は文化庁の補助金

#### ③ 具体の取組【P13～26】

- 審査基準の事前公表
- 公演調査の充実
- 事後評価の実施
- 団体との意見交換 等

### 3. 第3次基本方針に関する論点

(1) 実施機関・・・独立行政法人である振興会【P7・8】

① 独立行政法人の基本的性格との関係

② 個別法との関係

第14条第1項第1号及び第6号

③ 既存の事業実施スキームとの関係

(2) 「文化芸術活動への支援に係るPDCAサイクル」（または「文化芸術活動のPDCAサイクル」）とは何か【P33】

3つの考え方

- ・ 助成事業の制度としてのPDCA
- ・ 助成事業の実施・運用上のPDCA
- ・ 助成を受ける団体のPDCA

(3) 「専門家」とは誰か【P5】

芸術文化振興基金運営委員会（運営委員15人、専門委員113人）

↓

PD・POは、基金部に置かれる専門家。非常勤。

(参考)

PD	PO	芸術文化振興基金運営委員会
主任文化財調査官	文化財調査官	文化審議会（文化財分科会）
主任教科書調査官	教科書調査官	教科用図書検定調査審議会

(4) 強化すべき機能は何か

「審査」「事後評価」と「調査研究」の違い

↓

「助成事業の効果的・効率的運営に資するための調査研究」

#### 4. 第4次基本方針に関する論点

(1) 「本格導入」とは何か

(2) 「必要な措置」とは何か

① 第3次→第4次の変化

(フェーズ)	試行的な取組	→	本格導入
(財源)	補助金	→	運営費交付金

② 必要な事項

ア	権限	・・・	個別法の改正
イ	カネ	・・・	予算措置 中期目標等の改正
ウ	ヒト	・・・	同上

## 5. その他の論点

### (1) 助成事業の制度設計

文化芸術活動への支援に係るP D C Aサイクルを確立する前提として

### (2) 助成を受ける団体のP D C A（団体の意識改革等）

支援する側のP D C Aと表裏一体のものとして、また、公的助成を受ける者の当然の責務として

### (3) 日本版アーツカウンシルで取り扱うべき助成金の範囲

#### ① 現状

#### ② 文化庁の補助金に係る問題

ア 文化庁と振興会との役割分担

イ 振興会で執行すべきもののうち、日本版アーツカウンシルで取り扱うべきもの

### (4) P D ・ P Oの体制の強化

#### ① 配置すべき分野

#### ② 常勤／非常勤

### (5) 費用

## ○日本芸術文化振興会の沿革

昭和41年

- 特殊法人国立劇場設立
- 国立劇場開場

平成元年

- 現代舞台芸術に関する業務を追加
- (平成9年)新国立劇場開場

平成2年

- 芸術文化振興基金を設置
- 特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更

平成15年

- 独立行政法人に移行

# ○独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄） （平成14年法律第163号）

## （振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

## （業務の範囲）

第十四条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

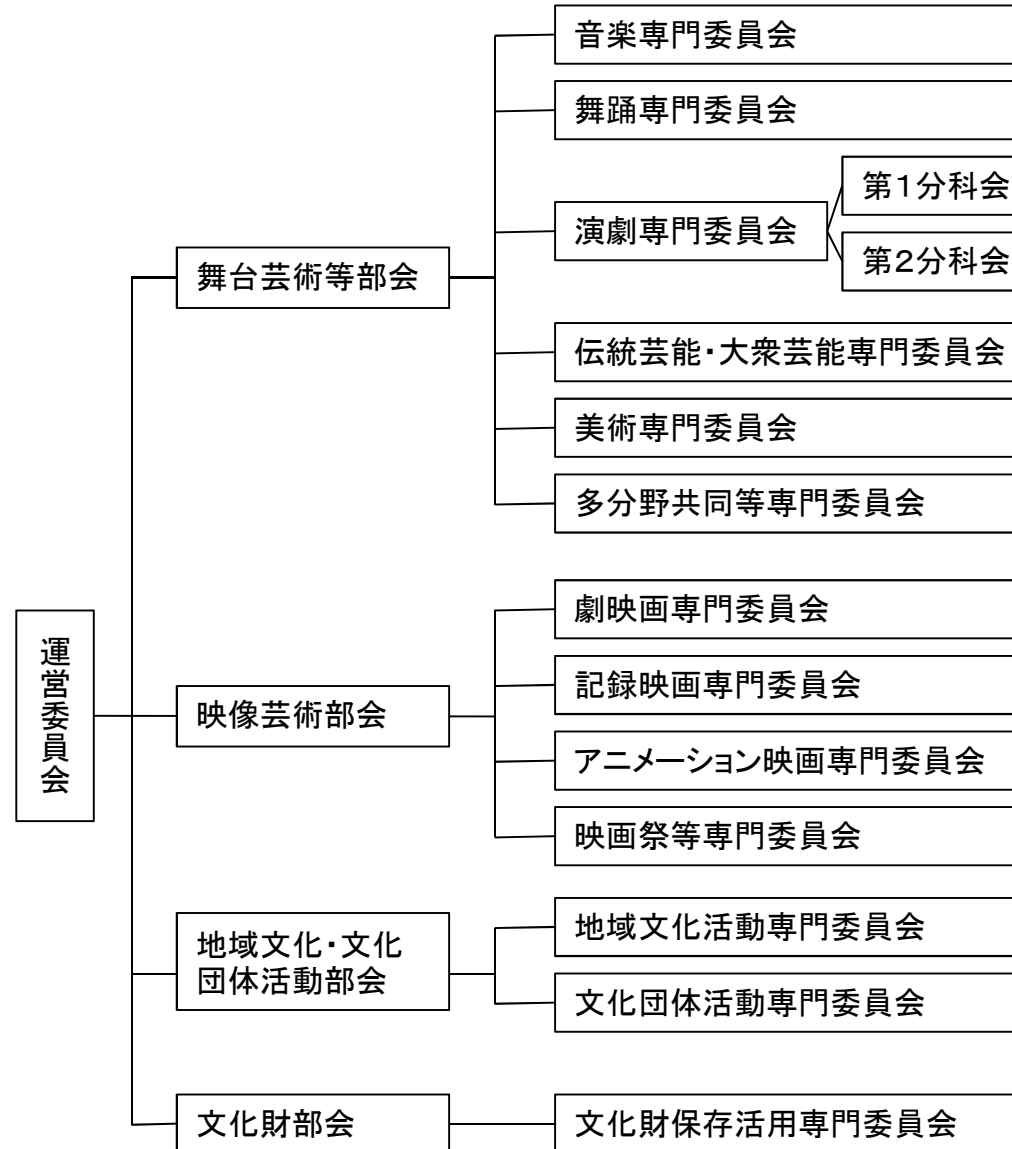
- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
  - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
  - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

二～五（略）

六 前各号の業務に附帯する業務

2（略）

# ○芸術文化振興基金運営委員会 組織図





# ○文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(抄) (平成23年2月8日閣議決定)

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

### 1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

#### 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

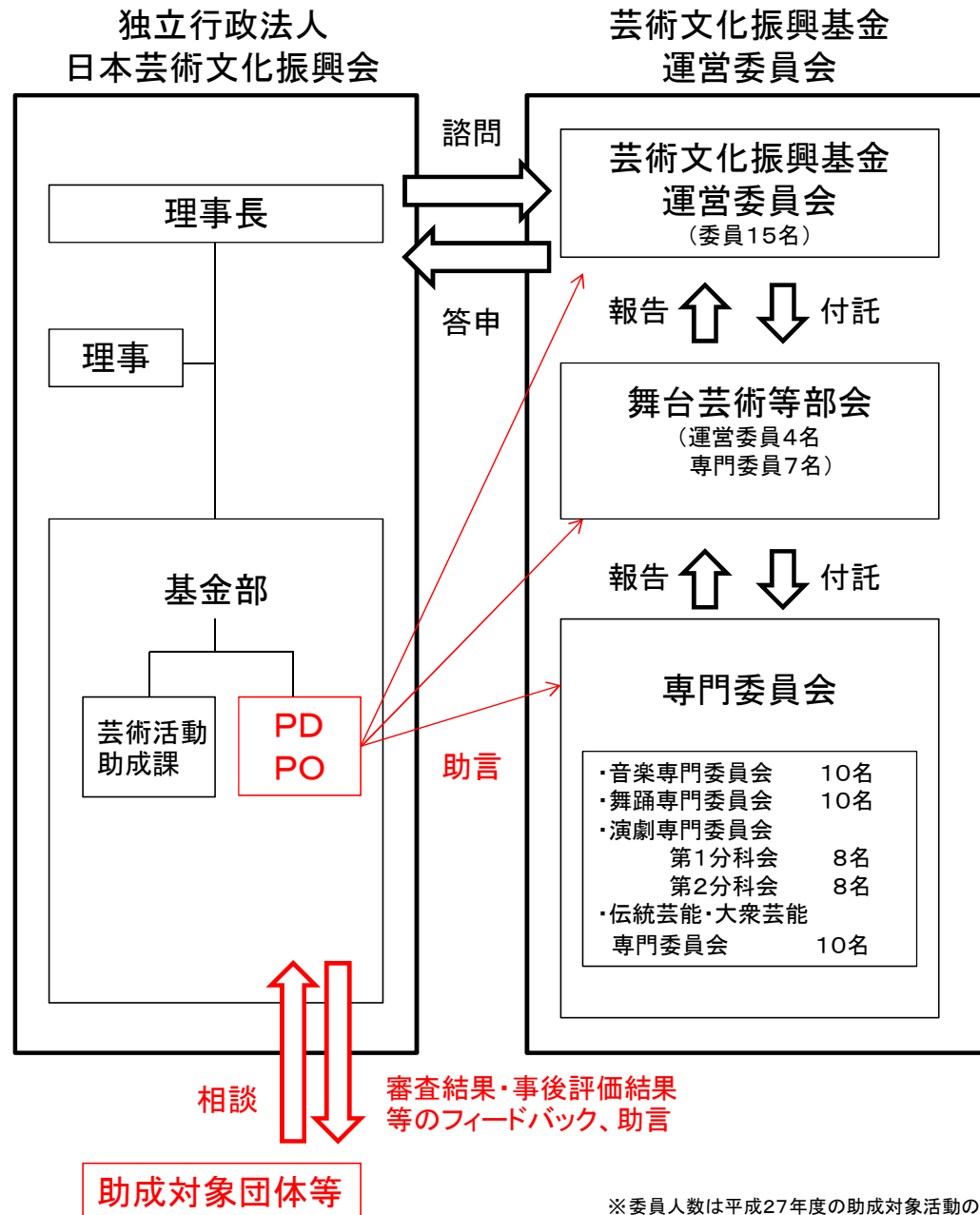
文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

#### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンスルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。

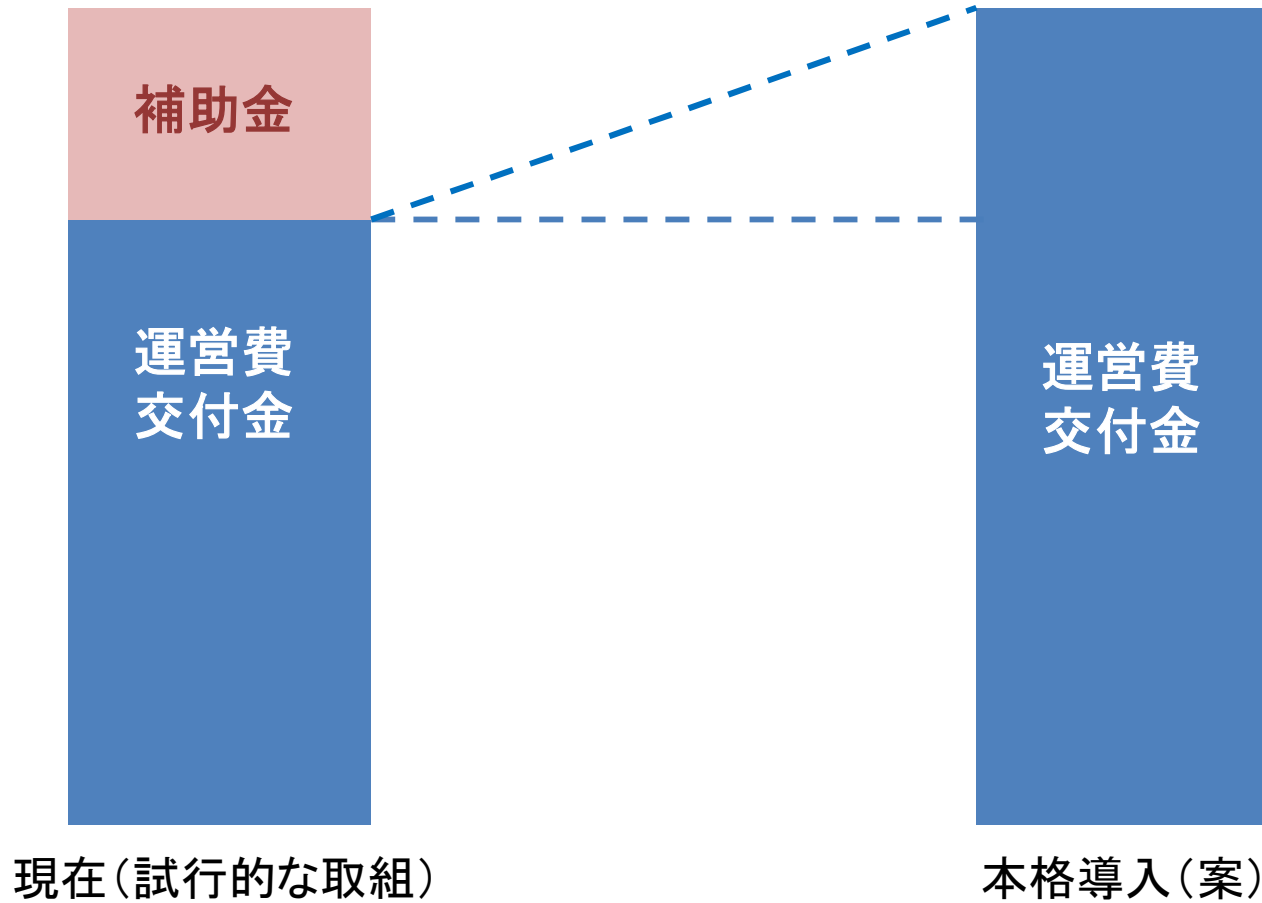
# OPD・POの配置と審査体制



※委員人数は平成27年度の助成対象活動の審査に係るもの



## ○第3次→第4次の変化(財源)



# ○現状（日本版アーツカウンシルで取り扱うべき助成金の範囲）

対象事業	取組	PDPO・調査員の配置	審査基準の事前公表	公演調査		事後評価	助成団体との意見交換	調査研究
				専門委員	PDPO			
補助金	トップレベルの舞台芸術創造事業（音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能）	○	○	○ （全活動）	○ （全活動）	○	○ （全団体）	○
	映画製作への支援	—	○	試写確認 （全活動）	—	—	—	—
基金	音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能	○	○	△ （一部の活動）	△ （一部の活動）	—	△ （一部の団体）	○
	美術	—	○	△ （一部の活動）	—	—	—	—
	映画祭	—	○	△ （一部の活動）	—	—	—	—
	地域文化・文化団体活動	—	○	△ （一部の活動）	—	—	—	—
	文化財	—	○	△ （一部の活動）	—	—	—	—